

令和7年度6次産業化等商品オンライン商談会運営委託業務 企画提案競技募集要項

1 契約に付する事項

- (1) 業 務 名 令和7年度6次産業化等商品オンライン商談会運営業務委託
- (2) 履行期限 契約締結日から令和8年2月28日まで
- (3) 業務概要 別添仕様書のとおり
- (4) 限 度 額 1,554千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 業務委託先の選定方法

企画提案競技により選定する。

3 参加資格

参加資格は法人または法人以外の団体とし、次の要件を満たす者とする。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有するもの、または同等の資質を有する者であること。
- (3) 事業の受託業務に関するノウハウを有し、次の各項目に該当すること。
 - ① 当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。
 - ② 事業の実施にあたり主任の担当者を配置し、県との打合せ会等（リモート可）に担当者を出席させることが可能な者であること。
- (4) 自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
 - ③ 暴力団員が役員となっている事業者
 - ④ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - ⑤ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - ⑥ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
 - ⑦ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に非難される関係を有している者
 - ⑧ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (5) 業務の実施にあたり、協力して業務を行う企業等がある場合は、当該企業についても上記（1）～（4）を満たしていること。

4 企画提案競技に係るスケジュール

- (1) 募集開始日 令和7年4月18日(金)
- (2) 質問受付期限 4月24日(木)
- (3) 企画提案競技参加申込期限 5月8日(木)
- (4) 企画提案関係書類提出期限 5月15日(木)
- (5) 企画提案競技審査委員会(大分市内) 5月29日(木) 午後予定

5 提出書類等

(1) 提出書類(①②ともA4サイズ)

①企画提案競技参加申込書(様式1)

- ア 会社概要書(パンフレット等会社の業務内容を確認できる書類。写しでも可。)
- イ 概ね5年以内の類似業務の実績を証する書類
- ウ 暴力団排除に係る誓約書(別添(様式1))
- エ 定款又はそれらに代わるものの写し
- オ 直近決算期の決算書(任意団体はそれに代わるもの)

※大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等にかかる競争入札に参加する資格を有している場合、上記イ～オは省略することができる。

②企画提案書(様式2)

- ・企画提案書(任意様式)
- ・業務実施体制表及びスケジュール(任意様式)
- ・見積書(任意様式)

(2) 提出期限

- ①企画提案競技参加申込書 令和7年5月8日(木) 17時必着
- ②企画提案書 令和7年5月15日(木) 17時必着

(3) 提出方法

- ・持参、配達証明付きの郵送又は電子メールにより受付を行う。電子メールによる場合は、電話にて到達を確認すること。
- ・持参又は配達証明付きの郵送の場合、企画提案書の提出部数は5部とする。

(4) 提出先 「9. 問合せ先」のとおり。

6 審査方法

(1) 審査方法

①審査は審査委員会に諮り、「審査基準」に基づき最優秀提案1件を選定する。ただし、企画提案者が1者のみの場合は、審査の結果において審査基準以上を満たすときは最優秀提案とし、審査の結果、最高点の提案が複数ある場合は、審議により最優秀提案を決定する。

②提出された書類を使用し、応募者によるプレゼンテーション審査を5月29日(木)に実施する。1者につき持ち時間25分(プレゼンテーション15分、質疑応答10分)以内とし、希望する場合は審査委員会へのwebでの出席及びプレゼンテーションを可とする。

(2) 審査基準

別紙1 審査基準を参照

(3) 審査結果

審査結果は企画提案者に書面で通知し、最優秀提案を行った者を委託候補者として

契約締結交渉を行う。委託候補者との契約が成立しない場合は次点の者を委託候補者とする。

7 質疑応答

企画提案書の作成に当たり、質問がある場合は次のとおり受け付ける。

- (1) 提出方法 別添「質問票」(様式3)を電子メールで「9. 問合せ先」に提出。
- (2) 受付期限 令和7年4月24日(木) 17時必着
- (3) 回答方法 令和7年5月 1日(木) 17時まで(予定)に電子メールで回答するとともに、内容をホームページにて公表することとする。

8 留意事項

- (1) 企画提案書作成に要する経費は参加業者の負担とし、提出された書類等は返却しない。
- (2) 虚偽の記載をした参加申込書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託事業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申込書等は無効とする。
- (3) 参加要件を満たしていない場合、企画競争で最高位の評価を受けても契約締結ができないので注意すること。なお、この場合は、次順位の者と契約を締結する。
- (4) 事業を実施する際、全部を一括して第三者に再委託することはできない。
- (5) 公正な審査を妨害する恐れのあるあらゆる行為を禁止する。

9 問合せ先

所 属：大分県農林水産部 おおいたブランド推進課 流通企画班
(担当：松尾、高盛)

住 所：〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号(本館9階)

電 話：097-506-3634 F A X：097-506-1761

e-mail：a15320@pref.oita.lg.jp